

平成23年度 常勤の講師・養護助教諭を希望する方へ

三重県教育委員会

四日市市教育委員会

1 雇用条件等

(1) 資格等

- ① 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する人
- ② 学校教育法第9条の欠格事由及び地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

常勤（原則として、8：30から17：00）

(3) 勤務場所

市町内の小学校または中学校

(4) 給料及び手当（※平成22年度実績、教職調整額を含む）

給 料 新規大卒者 月 額 203,736円

新規短大卒者 月 額 177,112円

手 当 通勤手当 自家用車等の場合：距離に応じて支給（2km以上 月3,000円～）
公共交通機関の場合：定期券・回数券相当額を支給
（上限 月65,000円）

期末・勤勉手当 在職期間等に応じて支給

退職手当 6月以上の継続した在職期間があれば、県の規定により支給

その他住居手当等

賃貸住宅の場合：27,000円を上限に支給

持ち家の場合：2,700円を支給

(5) 休 暇

年次有給休暇 県の規定により付与

例：在職期間5月を越え6月に達するまでの期間について10日付与

その他特別休暇等 県の規定により付与

忌引き、結婚の場合等

(6) 服務規程

正規の教員の服務規程に準じます。

(7) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害法を適用します。
- ② 2ヶ月を超える雇用の場合、社会保険（厚生年金、健康保健）に加入していただきます。
- ③ 任用については、地方公務員法第22条によるものとします。
- ④ 任用が月の途中で終了する場合、その月については、国民健康保険や国民年金に加入していただくことになります。

※ 上記の規定の内容については、今後変わることがあります。

2 その他

問い合わせ先 四日市市教育委員会 学校教育課 教職員係

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 TEL 059-354-8251

平成 23 年度 非常勤の講師を希望する方へ

三重県教育委員会

四日市市教育委員会

1 雇用条件等

(1) 資格等

- ① 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する人
- ② 地方公務員法第 16 条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

週 18 時間以内の勤務

※勤務校の授業時間割により、勤務する日数、曜日、時間帯が決定されます。

(3) 勤務場所

市町内の小学校または中学校

(4) 賃 金

報 酬 県の規定により支給

時給 2,570 円から 2,820 円 (※平成 22 年度実績)

(5) 手 当

通勤手当 正規職員として計算した通勤手当月額の 1/21 を勤務日 1 日ごとに支給

(6) 服務規程

正規の教員の服務規程に準じます。

(7) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ② 年次有給休暇は、継続して 6 月以上任用されるものに対して、県の規定により付与します。
例：週 3 日の勤務日数の場合は、5 日付与 (但し、任用後 2 月経過した時点で付与)

※ 上記の規定の内容については、今後変わることがあります。

2 その他

問い合わせ先 四日市市教育委員会 学校教育課 教職員係

〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号 TEL 059-354-8251

平成23年度 四日市市 常勤講師の募集について

四日市市教育委員会

1 目的

段差のない教育・生徒一人一人へのきめ細かい指導を期して、中学校1年生における30人学級編成を実施する中学校に、常勤講師を配置する。(少人数学級拡充事業)

2 雇用条件等

(1) 資格等

- ① 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する人
- ② 学校教育法第9条の欠格事由及び地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

常勤(1日7時間45分)

(3) 勤務場所

市内の中学校

(5) 賃金(四日市市費)

授業:時給1,600円

時間外勤務:時給2,000円

(6) 交通費

規定により支給します。

(7) 服務規程

正規の教員の服務規程に準じます。

(8) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
 - ② 年次有給休暇は、規定により付与します。
 - ③ 採用が決定後、規定の健康診断を受けていただきます。
 - ④ ご家族等の扶養認定をうけることはできません。
- ※ 上記の規定の内容については、今後変わることがあります。

2 その他

問い合わせ先 四日市市教育委員会 学校教育課 教職員係
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 Tel 059-354-8251

平成23年度 四日市市 非常勤講師の募集について

四日市市教育委員会

1 目的

学校の諸課題に対応し、きめ細かい教育ができるように小中学校に非常勤講師を配置する（学校教育アシスト事業）

2 講師雇用条件等

(1) 雇用期間

雇用開始日から24年3月下旬まで（予定）

(2) 資格

小学校教諭免許状、中学校教諭免許状(特に数学、理科、英語)の取得者及び取得見込者。各免許状については、1種、2種は問いません。

また、上記免許状を所持されていない方であっても、児童生徒の教育に対して意欲をお持ちの方で、将来的に教員免許の取得を予定されている方についても、面接の上、採用を検討いたします。

(3) 勤務形態

原則として、週5日以内18時間以内（年間35週程度）勤務予定

【内訳：授業12時間分（授業9h+授業外活動9h～授業12h+授業外活動0h）】

※勤務校の授業時間割により、勤務する曜日、時間帯が決定されます。

(4) 勤務場所

四日市市内の小学校または中学校

(5) 賃金(四日市市費)

授業：時給2,700円程度

授業外活動：時給900円程度（授業外活動3時間で授業1時間分とする）

(6) 交通費

規定により支給します。

(7) 服務規程

正規の教員の服務規程に準じます。

(8) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ② 年次有給休暇は、規定により付与します。
- ③ 採用が決定後、規定の健康診断を受けていただきます。
- ④ ご家族等の扶養認定をうけることはできません。

3 その他

<問い合わせ先>

四日市市教育委員会 学校教育課 教職員係

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 TEL 059-354-8251

<講師等の受付>

- ・ 随時受付をしています。
- ・ 登録を希望される方は、履歴書（写真貼付）・教員免許状（取得済みの場合）をご用意の上、四日市市教育委員会学校教育課教職員係までご連絡ください。